

令和7年度議会基本条例検証シート【公開用】

整理番号	条項・条文の見直しや追加及び掘り下げた議論が必要な事項	主な意見	結論
①	<p>●第13条第1項 「基本構想及び基本構想に基づく基本計画を策定すること」以外にも、「議決すべき事件」の拡大が必要ではないか。</p>	<p>・拡大することは賛成だが、どこまで何を広げるのかという点において難しさがある。 ・具体的に加える内容が挙げられていないと議論が難しい。</p>	<p><u>条例改正は不要である。</u> 議決事件は追加せず、今後の提案という形に留めるもの。</p>
②	<p>●第3条第5項 ○会議規則第14条・先例20 ※提要18ページ 原則として「無記名投票」、必要があると認めるときは「無記名投票に代えて電子採決システム」とあるが、現状は逆であることから先例を変更すべきではないか。</p>	<p>議会基本条例の見直しに係る内容ではないため、今回の議会基本条例の検証・見直しとは別の機会において、協議が必要な事項として整理された。</p>	
③	<p>●第3条第5項 ○会議規則第50条 ※提要23ページ ○会議規則第62条・先例に追加 ※提要26ページ ・一般質問時の進行の時間短縮を図る上で、再質問以降の執行部答弁は原則自席での答弁とすることとするよう、規則の条文や先例への記載を検討してはどうか。 ・先例52には「市政の根幹を問うようなテーマを心がけ」「質問及び再質問は、簡潔明瞭に行う」とある。 通告は、聞きたい内容や背景が分かるよう各議員簡潔、かつ明瞭に書いてもらった方がよいのではないか。書き方を揃えるために専門家を招いて研修会を行った方がよいのではないか。 ・細かい数字は「文書質問」を採用することも有り得る。 ⇒（議会基本条例 第6章「委員会の活動」のように）一般質問を条項に追加してもよいのではないか。</p>	<p>〃</p>	<p>〃</p>
④	<p>●第5条第2項 整理されずに基本条例に条文化されている事項について「何を言いたかったのか」規定し直す。以下に見直してみてもどうか。 改正案：会派は、政策立案、政策決定、政策提言等において議論を尽くすとともに、七、その意思を表明することができる。<u>会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。</u></p>	<p>-</p>	<p><u>条例改正は不要である。</u> 提案会派から取下げの申出あり。</p>
⑤	<p>●第19条 議員研修の充実強化について、条文を実行できていない。条文変更は必要ないが、議会運営委員会でも度々指摘を受けている、議会基本条例について、全員参加の読み会・研修会が必要ではないか。</p>	<p>議会基本条例の見直しに係る内容ではないため、今回の議会基本条例の検証・見直しとは別の機会において、協議が必要な事項として整理された。</p>	
⑥	<p>●第23条 「専門的な知識及び経験を有する者の積極的な活用を図ることができる」とあるが、どのような状況下で活用を図れるのか、手続きや費用面などあいまい。実行する術を検討する必要があるのではないか。</p>	<p>〃</p>	<p>〃</p>
⑦	<p>●新規条項 新しい条項を設けて、ハラスメント防止についての考えを盛り込む。</p>	<p>・ハラスメントの条項については、政治倫理条例の見直しを進めるとの過去の決定があるため、ここでの議論は不要である。</p>	<p><u>条例改正は不要である。</u> 政治倫理条例の見直しの中で検討していくことを確認した。</p>
⑧	<p>●新規条項 今までは、先例や議運申し合わせ事項等の「取り決め」になっている事項を「議会運営の根幹に係ることだから基本条例に格上げ」する。 └例：議会BCP（大津市議会基本条例第6条「災害時の議会対応」） ※災害時の議会の行動基準等に関しては、流山市議会業務継続計画で定める。</p>	<p>・先例や議運申し合わせ事項等では対象がものすごく広い。 ・BCPに限った話であれば追加を検討してよいのではないか。 ・「流山市議会災害対応マニュアル」が策定されているが、ブラッシュアップされていない。</p>	<p><u>条例改正を具体的に検討する。</u> BCP、災害時の議会の取組について限定した形で追加するもの。第2章に追加する方向性。文言等については、正副委員長、正副議長に一任とされた。</p>
⑨	<p>●その他 流山市議会傍聴規則 第13条について（写真、映画等の撮影及び録音等の制限） ・個人情報に関わる情報もあることから、記録に残らない議論を休憩として、議事ではオフレンジングとしているため、これを傍聴者に対して配慮を求めなければならない。 ・知る権利への配慮は大事だが、このバランス感覚は大切である。</p>	<p>議会基本条例の見直しに係る内容ではないため、今回の議会基本条例の検証・見直しとは別の機会において、協議が必要な事項として整理された。</p>	

令和7年度議会基本条例検証シート【公開用】

整理番号	条項・条文の見直しや追加及び掘り下げた議論が必要な事項	主な意見	結論
⑩	●第3章 市民と議会の関係（第9条第2項） 第10条（議会報告会）は、議会広報広聴特別委員会が具体的推進部隊として協議・実行し、積み重ねている一方、第9条第2項については、委員会任せになっているのではないか。「市民との意見交換の場を多様に設け、政策立案に生かせる」よう、視察も含め、委員構成の変更時などでの協議を位置付けたほうが良いのではないか。	・具体化する場所や議論する場所が明確化されていないため、条文を変えずとも、別で定める必要があるのでは。 ・逐条解説の訂正内容についての提案があれば検討する。	条例改正は不要である。 提案会派から逐条解説の改訂案を提案してもらい、再度議論する。
⑪	●第18条第1項、第2項 政務活動費の適正な執行や積極的公表の裏付けとなる実務者（経理責任者）会議が条例上、不明確となっていないか。 また政務活動費のルール・運用に対し、実務者（経理責任者）である者から再考を求める意見を出す場を確保するため、議会費予算要望の積み上げ同様、経理責任者会議も全会一致を原則に、予算要望の項目が提案できる仕組みを位置付けてはどうか。	・条文の変更ではなく、逐条解説における明文化が必要である。 ・政務活動費経理責任者会議に関して議論があることは理解しているが、逐条解説の中身まで踏み込むには、時期尚早である。	条例改正は不要である。 意見が割れているため、逐条解説の見直しについても現時点では行わない。
⑫	●第27条第1項（逐条解説） 今条例制定後16年が過ぎ、過去の検証及び必要な改定が行われていることから、成熟した条例との認識で良いのではないか。望ましいとする「原則2年」については、4年（任期中最低1回）に変更すべきではないか。 ●第27条第1項（逐条解説） 2年毎に見直しすることが望ましいとなっているものを、制定から16年経過したので見直しを2年毎から4年毎に変更してはどうか。	・任期中1回は見直し協議をするということは保障されるべき。 ・議会基本条例の内容を議員全員が確認することが重要である。 ・2年ごとは適切な間隔では。 ・原則4年ごと、必要に応じて都度見直すということにしてはどうか。	逐条解説の改訂を具体的に検討する。 4年ごと、改選から2年後を基本とし、必要に応じて都度見直しを行う。文言等については、正副委員長、正副議長に一任とされた。
⑬	●第26条 条例制定から現在まで、この条文に記載されている議員報酬について議会として参考人招致や議論をしてきた経緯がない。再度、議論すべきではないか。	・あえて削除する必要はないのでは。事実、姉妹都市である北上市は議論している。 ・議員報酬の改定について議論しているということ、市民向けに議会のスタンスを示している条文として捉えることができるため、そのままにしたほうが良いのでは。 ・今後議論を深めていくべき内容であり、削除する必要はない。	条例改正は不要である。 今後少しずつ議論を深めていくべきものという形に留めるもの。
⑭	「今・変わる！流山市議会」に変わるキャッチフレーズを考えるべき。	議会基本条例の見直しに係る内容ではないため、今回の議会基本条例の検証・見直しとは別の機会において、協議が必要な事項として整理された。	

令和7年8月20日 議会運営委員会において決定